

京都大学大学文書館利用等要項（平成13年2月27日総長裁定）一部改正 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>[略]</p> <p>（写しの交付）</p> <p>第19 [略]</p> <p>2 写しの交付は、当該特定歴史公文書等の媒体に応じて、次の各号に定める方法について、大学文書館が指定した方法のうちから当該利用請求者が希望する方法により、実施するものとする。この場合において利用請求者は、併せて部数を指定しなければならない。</p> <p>（1） 文書又は図画（法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）</p> <p>ア 用紙に複写したもの</p> <p>[削除]</p> <p><u>イ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録</p> <p><u>ウ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの</p> <p><u>エ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p><u>オ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>（2） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>（手数料）</p> <p>第20 第19により写しの交付を受ける者は、料金表に基づき算出した手数料を次の各号のいずれかの方法により納付しなければならない。</p> <p>（1） <u>閲覧室の受付における現金納付</u></p> <p>（2） <u>本学が指定する銀行口座への振込納付（振込に係る手数料は、写しの交付を受ける者が負担するものとする。）</u></p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>（写しの交付）</p> <p>第19 [略]</p> <p>2 写しの交付は、当該特定歴史公文書等の媒体に応じて、次の各号に定める方法について、大学文書館が指定した方法のうちから当該利用請求者が希望する方法により、実施するものとする。この場合において利用請求者は、併せて部数を指定しなければならない。</p> <p>（1） 文書又は図画（法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）</p> <p>ア 用紙に複写したもの</p> <p><u>イ</u> <u>撮影したマイクロフィルムのネガ</u></p> <p><u>ウ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録</p> <p><u>エ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの</p> <p><u>オ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p><u>カ</u> スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>（2） [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>（手数料）</p> <p>第20 第19により写しの交付を受ける者は、料金表に基づき算出した手数料を<u>閲覧室の受付において現金で納付し、又は大学文書館に郵便書留で送付しなければならない。この場合、大学文書館に郵便書留で送付する際において必要な費用は、当該利用請求者が負担するものとする。</u></p> <p>[略]</p>	<p>特定歴史的公文書等の写しの交付方法の見直しを行ったことに伴い、撮影したマイクロフィルムのネガによる交付を廃止するため改正するもの。</p> <p>特定歴史的公文書等の写しの交付に係る手数料の納付方法を改めるため改正するもの。</p>

料金表（第20関係）			料金表（第20関係）			
特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額	特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額	
1 文書又は図画（第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 複写機により用紙（日本産業規格A4判、B4判又はA3判をいう。以下この表において同じ。）に複写したものの交付（第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）	用紙1枚につき20円、カラー出力60円	1 文書又は図画（第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 複写機により用紙に複写したものの交付（第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）	用紙1枚につき20円、カラー出力60円（B4判及びA3判についても同じ。）	<p>規程本文との用語の統一を図るとともに、用語の定義を明確にするため改正するもの。</p> <p>特定歴史的公文書等の写しの交付方法の見直しを行ったことに伴い、撮影したマイクロフィルムのネガによる交付及び用紙に出力したものの交付を廃止するため改正するもの。</p> <p>特定歴史的公文書等の写しの交付方法の見直しを行ったことに伴い、スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録の情報通信技術を用いた交付方法にかかる実施手数料の額を定めるため改正するもの。</p> <p>特定歴史的公文書等の写しの交付方法について、外部委託により写しの交付に係る複製物作成業務を実施しているが、人件費及び資材の高騰が原因で、現在の手数料額が維持できないため、実施手数料の額を改定するため改正するもの。</p>
	[削除]	[削除]		ロ 撮影したモノクロマイクロフィルムのネガの交付	1コマの撮影につき80円（間紙が必要な場合は90円）	
	[削除]	[削除]		ハ 撮影したモノクロマイクロフィルムを用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき120円（B4判については140円、A3判については180円）	
	ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録の情報通信技術を用いた交付（第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）	文書又は図画1枚ごとに10円		ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき110円（カラー出力については130円）	
	ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録の情報通信技術を用いた交付（第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を除く。）	文書又は図画1枚ごとに88円		ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置	光ディスク1枚につき300円に当該文書又は図画1枚ごとに70円を加えた額	
	ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき121円、カラー出力165円				

	置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付			で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	ヘ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき1,320円に当該文書又は図画1枚ごとに88円を加えた額		ヘ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき500円に当該文書又は図画1枚ごとに70円を加えた額
2 電磁的記録	イ [略]	[略]	2 電磁的記録	イ [略]	[略]
	ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき1,320円		ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき300円
	ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき1,650円		ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき500円